

大工である申立人について、計画的避難区域（飯館村）内の作業場が原発事故により使用不能となったため新たに川俣町に作業場を設置したが、当該作業場設置費用の一部が賠償された事例。

568-1

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、平成〇〇年〇月〇日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金2万5300円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月21日

（仲介委員 八木清文）

(別紙)

申立人Xについて 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害 慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝 料)			
就労不能損害			
営業損害		25,000円	作業場移転費用
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他		300円	住民票取得費用
一部和解 合計金額(①)		25,300円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	25,300円

大工である申立人について、計画的避難区域（飯館村）内の作業場が原発事故により使用不能となったため新たに川俣町に作業場を設置したが、当該作業場設置費用の一部が賠償された事例。

568-2

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 福島県伊達郡川俣町〇〇所在の作業場設置及びこれに関して生じた費用に関する損害

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金85万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月9日

（仲介委員 八木清文）